

「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務 仕様書

1 業務の名称

「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

県広報誌デジタル地域通貨キャンペーンの広報等により、県広報誌デジタルブックおよび県広報広聴課SNS(LINE、X、Instagram)を県内の全世代の県民に周知し、デジタル広報媒体の利用登録を促すことで、県政情報の発信力を高める。

4 目標

県広報広聴課SNS(LINE、X、Instagram)の合計登録者数約3万8千人(※)を目指すこと。

(※)・LINE(アカウント名:福井県)

・X(アカウント名:福井県広報広聴課)

・Instagram(アカウント名:ほやほや福井【広報広聴課】)

現行の登録者数は、企画提案参加申し込みのあった者に連絡することとする。

5 業務内容

県広報誌デジタル地域通貨キャンペーンの広報

- ・WEB 広告およびその他広告媒体において実施すること。
- ・キャンペーンの実施期間ごとに広告を実施すること。なお、それ以上の期間実施しても差し支えない。広告回数などは提案によるものとする。
- ・効果的な広告戦略の立案を行い、実施期間ごとに効果検証、改良を行うこと。
- ・キャンペーンの内容については、別添資料「県広報誌デジタル地域通貨キャンペーンの広報について」を参考にすること

6 提案を求める事項

(1)キャンペーンのWEB 広告

- ・WEB 広告媒体、広告期間、広告回数を提案すること。広告媒体は複数でもよい。
- ・広告に必要なバナーについて、効果的なデザインを作成すること。点数は媒体に応じて1点以上作成すること。
- ・WEB 広告のリンク先は、県のホームページとし、ランディングページの制作は不要とする。

(2)その他の広告

- ・新聞広告やテレビ広告、インスタメディア広告など幅広く県民に発信できる媒体、回数を提案すること。

(3)効果的な広告戦略の立案、効果検証および改良

- ・(1)および(2)について効果的な広告戦略の立案を行うこと。
- ・キャンペーン期間終了ごとに、随時、効果検証を行い、戦略を適宜見直すこと。

7 留意事項

- ・受託者は、本仕様書に基づき、県と協議のうえ、その承認を得て事業を進めること。
- ・業務の遂行状況について、県が求めた場合、受託者は報告をすること。
- ・業務をするうえで必要な許可、調整、資料作成等は、受託者において実行、手配するものとし、当該手続きに発生する費用は、契約金額に含むものとする。

8 実績報告

- ・委託業務が終了したときは、委託事業の実績報告書を作成し、遅滞なく提出すること。

9 協議

この仕様書に関する疑義、定めのない事項または細部の業務内容については、その都度、県担当者と協議すること。